

広報

つるい

令和2年

12月号

No.712



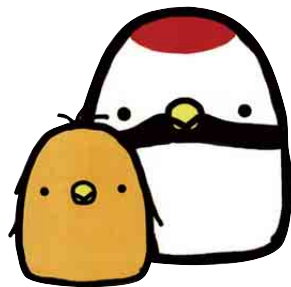
今月の主な話題

- 令和2年度村治功労者表彰式…………… 2
- 村の話題…………… 3
- 確定申告についてのお知らせ…………… 4
- 後期高齢者医療制度について…………… 5



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は「日本で最も美しい村」
連合に加盟しています



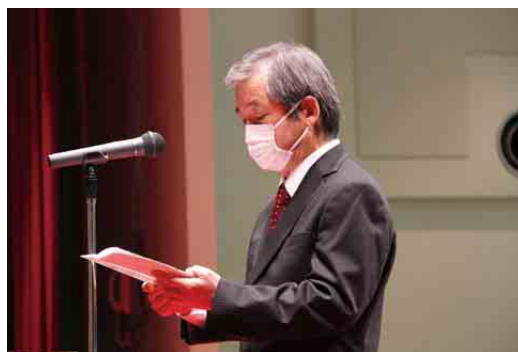
鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

令和2年度 村治功労者表彰式



今年度受賞された村治功労者の皆さんと村関係者による記念写真

鶴居村発展への功績を讃えて
自治功労・公益功労の2分野7名と2
団体が表彰される



受賞者を代表し、国安修一さんが謝辞を述べられました



大石村長から受賞者へ表彰状と記念品が手渡されました。

令和2年度の村治功労者表彰式が、11月18日(水)に役場にて執り行われました。村治功労者表彰は、鶴居村表彰条例に基づき、村の政治、経済及び文化などの各分野において、振興発展に尽力されてきた方々に対し、その功績を讃え、表彰を行っているものです。今年度は、自治功労者、公益功労者として7名の方々と2団体が表彰され、大石村長から当日出席された受賞者一人ひとりに表彰状と記念品が贈られました。

公益功労者

千葉 一男さん(支雪裡)
多年に亘り地域の環境整備と美化活動を始め、住民同士の交流活動に率先して尽力され、自治活動の推進に寄与された。

長谷川 清さん(鶴居市街)
多年に亘り昼夜を問わず、道道及び村道の維持管理活動に尽力され、交通の確保と生活の安定に寄与された。

サロン虹のかけはし
長年に亘り地域の高齢者に対する送迎をはじめ、季節行事の開催や多世代に渡る交流活動等に尽力され、本村福祉の増進に寄与された。

櫻橋 敏夫さん(鶴居市街)
本村の振興発展のために多額の寄附をされた。

松下いち子さん(中雪裡)
本村の振興発展のために多額の寄附をされた。

株式会社 佐々木建設
代表取締役 佐々木 泰三
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の重要性を深く理解され、その推進のために多額の寄附をされた。

自治功労者

国安 修一さん(弟子屈町在住)
鶴居村教育委員会教育長として4期15年在職し、地方自治の発展に、貢献された。
(平成16年10月1日～令和元年9月30日まで)

藤原 雅敏さん(下久著呂)
消防団員として15年以上在職し、防災の推進に貢献された。
(平成17年1月1日～現在に至る)

東 善章さん(中幌呂)
消防団員として15年以上在職し、防災の推進に貢献された。
(平成17年4月1日～現在に至る)

ハンドソープの寄附

風邪やウイルスの予防に

10月28日、公益社団法人釧路地方法人会鶴居支部の佐々木泰三支部長から、教育用ハンドソープが大石村長に手渡されました。

この寄附は、釧路地方法人会で実施する新型コロナウイルス感染症防止対策支援の一環として、村内の小中学校で配布・使用することを目的としており、受け取った大石村長は「教育現場で大事に使わせていただきます」と感謝の言葉を述べました。
このたびのご厚意に深く感謝申し上げます。



北海道防災航空室連携訓練

有事の際は迅速に

10月30日、山林火災及び湿原火災などの災害に備え、北海道防災ヘリコプターと連携して消火・給水訓練が実施されました。

訓練では鶴居村有林にて火災が発生し、徒歩での発災地点への進入が困難なため、「北海道消防防災ヘリコプターに消火の要請をする」という想定で行われました。

訓練の前には防災ヘリコプターの見学も行われ、普段は間近で見ることのできない内部の構造や設備、救助や消火に使用する備品に見学者たちは真剣なまなざしで見入っていました。



「自然の番人宣言」ポスターコンクール表彰伝達式

限りある自然を守るために

11月12日、ごみのポイ捨てや家庭ごみ等の不法投棄撲滅を目的とした活動の一環である第10回「自然の番人宣言」ポスターコンクールにおいて、釧路管内市町村の中学生27点、小学生34点の計61点の応募の中から鶴居中学校2年生の貫洞結衣さんの作品が佳作に入選し、大石村長より表彰状が手渡されました。



新型コロナウイルス感染症対策のため

国税庁ホームページを利用して確定申告をお願いします

受付会場の混雑回避など新型コロナウイルス感染症対策のため、国税庁ホームページを利用して確定申告書等の作成・提出にご協力をお願いいたします。

パソコン等から国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) 「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に従って金額等を入力すれば申告書や決算書を作成することができます。確定申告期間中は24時間いつでも利用可能となっており、税務署や役場に申告相談へ行く必要がなくなります。作成した申告書をe-Tax送信（「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式※」）することで、書類の郵送も不要になります。 ※「ID・パスワード方式」は事前に発行手続きが必要です。

また、スマートフォン・タブレットから、給与収入がある方、年金収入、副業などの雑所得の申告書を作成いただけます。

利用者識別番号の事前取得についてご理解とお願い

令和3年2月から村の確定申告受付には利用者識別番号が必要になります

鶴居村では、納税者の皆様の利便性の向上および税務行政事務の効率化の観点から、来年以降の確定申告期間に鶴居村の申告会場で作成、受付する所得税および復興特別所得税の確定申告については、これまでの書面に代えて電子データ(e-Tax)により税務署へ提出することから、**申告者の利用者識別番号(16桁)が必要**となります。

これに伴い、e-Taxを利用するための「利用者識別番号」を取得する必要があるため、1人当たりの申告相談に例年以上の時間がかかることが予想されます。

申告会場での番号取得には時間がかかることから、会場の混雑を緩和し、確定申告がスムーズに行えるよう事前取得にご協力をお願いいたします。

電子申告(e-Tax)で利用する「利用者識別番号」の取得について

◇ 利用者識別番号の取得状況を確認してください

利用者識別番号の取得状況を確認するには、次の方法があります。

- ・税務署から「確定申告のお知らせ」の通知またはハガキ
- ・過去に税務署で申告した際の確定申告書の控え
- ・利用者識別番号を取得した際の書類

～これらの書類を確認し、利用者識別番号の記載がない方は、利用者識別番号を取得してください。

◇ 利用者識別番号を取得するには、次の方法があります

- ・国税庁のホームページよりパソコンやスマートフォンで取得する
- ・村の申告会場で確定申告をする際に取得する（お時間がかかりますのでご了承ください）

～利用者識別番号を事前に取得された場合、必ず印刷等にて番号・暗証番号を控えてください。

利用者識別番号取得の際に、暗証番号（英小文字と数字を含む半角8桁以上50桁以内）、納税確認番号（半角数字6桁）を事前に考えておくと手続きがスムーズです。

e-Taxポータルサイトの 開始(変更等)届出書・提出コーナー より

検索方法

e-Taxポータル

ポータルサイトTOP⇒ご利用の流れ⇒利用者識別番号の取得



https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_1



☆ 個別に取得された方は申告の際に確認しますので、通知書等は保管ください。

【お問い合わせ先】 役場企画財政課税務係 ☎64-2112(課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 医療費通知について ～

医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆様の負担軽減を図ることを目的としています。

医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など皆様の健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和2年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和2年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和2年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

医療費控除の申告について

- このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
- 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

注意事項

- 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、医療費助成等を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。
- このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

発送月・対象診療月

発送月	診療月
令和3年1月(上旬)	令和2年1月～9月
令和3年2月(下旬)	令和2年10月～12月

※昨年度までと1回目の発送時期が変わります。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
【電話】011-290-5601

役場住民生活課
後期高齢者医療担当
【電話】0154-64-2113

役場からのお知らせ



農地等の贈与税・相続税の納税猶予の特例を受けている人のために

- 特例を受けている人は
- ・3年ごとに「継続届出書」の提出が必要で、(ただし、特例農地等の全部を担保として提供している場合には必要ありません)。
- ・特例農地等の譲渡や転用などをした場合には、猶予されている税額の全部又は一部を納付しなければなりません。
- ・特例適用者が農業経営を廃止した場合には、猶予されている税額の全部を納付しなければなりません。
- ・特例農地等を交換したり買換えする場合には、「承認申請書」の提出により、引き続き納税猶予の適用が受けられる場合があります。
- ・特例適用者や贈与した人が死亡した場合には「免除届出書」の提出が必要です。

- 納税猶予額を納付しなければならぬ場合
- ・納税を猶予されている贈与税や相続税は、次に当てはまるときに納税猶予の期限が確定し、猶予されている税額の全部又は一部を一定の日までに納付しなければなりません。
- ・特例農地等の譲渡や転用などをした場合
- ・納税猶予の適用を受けている人が特

例農地等の譲渡や転用(無断転用を含む)などをしたときには、その譲渡や転用などをした日から2か月以内に、次による税額を納付しなければなりません。

- ①取用交換等による譲渡などをした場合
納税を猶予された税額のうち譲渡などをした農地等に係る税額
- ②①以外の譲渡や転用などをした場合
譲渡や転用などをした面積が納税猶予の特例の対象となった農地等の全面積のうち20%を超えるとき
納税を猶予された税額的全額
20%以下のとき
納税を猶予された税額のうち譲渡などをした農地等に係る税額
- ・3年目ごとの「継続届出書」の提出がない場合
「継続届出書」の提出がないときには、納税猶予の期限が確定しますので、提出期限から2か月以内に猶予された税額の全部を納付しなければなりません。
- ・農業経営を廃止した場合
納税猶予の適用を受けている人が農業経営を廃止した時は、その廃止の日から2か月以内に、猶予された税額の全部を納付しなければなりません。

- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

知っていますか? 道の「苦情審査委員会」制度

「北海道苦情審査委員」制度とは北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度で、道民の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申し立てできます。

頂いた苦情は、苦情審査委員会が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査を行い、審査の結果、道の業務に不備な点や問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

苦情申立の窓口は、北海道庁の「道政相談センター」又は各総合振興局の総務課です。
北海道のホームページからも申立書をダウンロードできます。

- お問い合わせ先
北海道総合政策部知事室道政相談センター
☎ 011-204-5523 (直通)

あなたの相続手続きを応援します! 「法定相続情報証明制度」

全国の登記所(法務局)では、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本や住民票一式を関係機関に何度も提出する必要がなくなります。

一度、戸籍謄本と、相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)、申出書等を法務局に提出していただければ、これらを確認した上で、法定相続情報一覧図の証明を必要な分だけ無料で発行します。相続登記はもろろん、亡くなった方名義の預貯金の払出し、相続税の申告及び年金等手続にも利用できます。

- お問い合わせ先
釧路地方法務局登記部門
☎ 0154-31-5021

し尿の汲み取りの依頼はお早めに

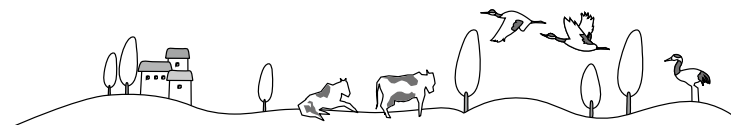
12月(年末)はし尿の汲み取りの依頼が集中するため、ご希望の日に沿えない場合があります。
年内の汲み取りを希望される方は12月10日(木)までに申込をお願いします。

- お申込み先
釧路衛星株式会社
(釧路町中央3丁目50番地)
☎ 0154-40-3232

年末年始のごみ収集及び一般廃棄物最終処分場の休開場日のお知らせ

- 年末の最終開場日
12月29日(火) 8時から16時まで
- 年始の開場日
1月9日(土) 8時から16時まで
- 年末年始休場日
12月30日(水)から1月8日(金)まで

役場からのお知らせ



国民年金保険料は口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク!

国民年金保険料は口座振替・クレジットカードでの納付が可能です。

○3つのおすすめ

- ・金融機関等へ行く手間が省けます
 - ・保険料の納め忘れがありません
 - ・口座振替は前納割引でさらにお得に
- ※クレジットカード納付でも納付書と同様の割引が適用されます

○手続き方法

- ①口座振替での納付の場合
提出書類

「国民年金保険料口座振替納付申出書」
※申請書以外の添付書類は不要です。

②クレジットカードでの納付の場合
提出書類

「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、電話又は同意書によるカード名義人の同意が必要です。

○お申込み期限

・まとめて前払い（前納）の場合
4月末日からの前納

・2月末日までにお申込みください。
10月末日からの前納

・8月末日までにお申込みください。
※毎月払いをご希望の場合は、いつでも申込みでき、申込みの1〜2か月後からの開始となります。

▼保険料額と前納割引額の目安

【令和2年度額】

支払方法	1か月		6か月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書(毎月払い)	16,540円		99,240円		198,480円		397,800円	
①口座振替前納	16,490円	50円	98,110円	1,130円	194,320円	4,160円	381,960円	15,840円
②クレジット前納 納付書前納			98,430円	810円	194,960円	3,520円	383,210円	14,590円

※お申込み期限を過ぎた場合、次回の前納までの間「翌月末振替」となりますのでご注意ください。

※令和2年度を基にした目安額です。令和3年度保険料額は、令和3年2月下旬に告示される予定です。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

・所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

・国税庁ホームページでは、画面の案内にしたがって金額を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

・確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

・確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにお願います。

・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

○詳しくは日本年金ホームページをご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp>

ご存知ですか？ 国税庁の公売

公売は、国税局、又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札又は競り売りの方法によって売却することをいいます。

公売では、買受後の返品が認められないほか、品質・機能についても保証がないため、一般的に市場価格より低い見積価格が設定されています。

公売では、土地・建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、様々な種類の財産が出品されます。

公売は、全国の国税局や税務署の公売会場で行うほか、インターネット公売や、郵送で入札を受け付ける期間入札を行う場合もあります。

インターネット公売や期間入札は、遠隔地の公売会場に出向かなくとも、公売に参加できます。

○注意

財産を現況のまま売却するので、不動産については登記簿謄本による権利関係の確認と実際に現地に行って確認されることをお勧めします。

○詳細・お問い合わせ先

国税庁ホームページ
<https://www.koubainta.go.jp>



歳末特別警戒の実施について

消防では、12月25日～12月31日まで、歳末警戒を実施致します。

今年も残すところ僅かとなり慌しさから火の取り扱いもおろそかになりがちです。台所で火を使用しているときは、その場を離れないようにしましょう。離れる場合は必ず火を消しましょう。またお出かけ前、おやすみ前など、今一度火の元を確かめ、火災予防に努めましょう。

村民一人ひとりが火災予防に努め、火災のない明るいお正月をお迎えください。



暖房機器の取り扱いについて

冬は、暖房器具からの火災が多く発生する季節です。暖房機器の点検整備をしっかりと行い、次のことに注意し、正しく使用しましょう。

- ・ストーブの周囲は、常に整理整頓をしましょう。
- ・寝る時、その場を離れる時は火を消す習慣をつけましょう。
- ・給油は火を消してから行いましょう。
- ・機器を使用しない時は電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ・異常を感じたら使用を中止しましょう。



女性消防部による単身高齢者宅の防火査察実施

鶴居消防団女性消防部は11月1日（日）に単身高齢者宅の防火査察を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク、フェイスシールド、手袋着用の上、鶴居市街の高齢者宅を訪問しました。女性消防団員から高齢者の方々一人ひとりに『中雪裡南の山本さんより寄付していただいた鍋敷き』や『住宅用火災警報器の交換時期などのチラシが付いたマスク』などを手渡し、火災予防を呼びかけました。



消防署長杯防火ゲートボール大会の中止について

毎年12月に開催していましたが消防署長杯防火ゲートボール大会につきまして、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止することに決定いたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、国内外においては依然感染が収まらない状況にあります。感染予防対策については、これまでも広報等を通じてお知らせをしてくれているところではありますが、今一度冬に向けての対策を意識し、感染を広げないためにお一人おひとりが基本的な感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

●季節性インフルエンザウイルスの流行期に入りますが、何に注意したらよいですか。

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ています。自己判断せず、まずは身近な医療機関に相談してください。

また、新型コロナウイルス感染予防のために実施していただいている「新しい生活様式」(例えば、マスク着用、咳エチケットや手洗い、※3密を避けるなどの対策)は、他の感染症の感染予防にも有効です。
※3密：密閉空間、密集場所、密接場面

引き続き、新しい生活様式の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにご協力ください

- ▶発熱など風邪の症状があるときは仕事や学校などを休み外出は控える。
- ▶発熱があり医療機関に行くときは事前に電話で連絡を！

医療機関での感染拡大を防ぐため、発熱した際には

- ▶かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医に電話をしてください。
- ▶かかりつけ医がないなど相談先に迷ったら

北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター
電話 0800-222-0018 (24時間フリーコール)

この冬は
まず電話を!!



●季節これからの季節、飲酒を伴う会食が増えると思いますが、感染リスクを下げながら会食を楽しむにはどのようにしたらよいですか

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩く際や、十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられていますが、「クラスター」と呼ばれる集団感染が、感染を拡大させることが分かっています。これまでのクラスター事例の分析から、感染リスクを高める「5つの場面」が分かってきました。これらの場面は、感染リスクを下げる取り組みが特に必要な場面です。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間の共同生活
5. 居場所の切り替わり

《感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫》

- 飲酒を伴う会食では、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と、深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で
- 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- 座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避けましょう)
- 会話する時はなるべくマスクを着用
- 体調が悪い人は参加しない



●新型コロナウイルスに関連する偏見・差別の防止について

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。不確かな情報に惑わされ、偏見や差別、心無い誹謗中傷やいじめ等につながるような行動をとることのないようお願いします。

※お困りのことがあれば、1人で悩まずご相談を
新型コロナウイルス人権相談窓口

- 電話番号 011-206-049
- 受付時間 平日9時~17時まで
- Eメール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp



この冬は換気!!
感染対策として
換気は重要です。

問い合わせ先：鶴居村役場保健福祉課 健康推進係 保健師 (tel: 0154-64-2116)

地域おこし協力隊員の紹介



地域おこし協力隊
隊員 井上 千尋

2020年10月より鶴居村地域おこし協力隊として活動開始いたしました井上と申します。

北海道新聞などに掲載していただきましたが、改めて自己紹介をさせていただきます。

広島県尾道市で生まれ、高校卒業までは山梨県甲斐市にて育ちました。3人兄弟の長女ですが年齢が近いこともあり、特に長女らしさもなくケンカしながらのびのびと暮らしていました。

母がこれからの時代は英語が必要だと考え、幼少期より簡単な遊び感覚の英会話を習っていました。また、年1回3日間程外国人のホームステイ受け入れもするような家庭環境で育ちました。そのため外国に興味を持ち、高校3年の時に1年留学をすることを決意。様々なことがありましたが、1年間カナダ留学に

行かせてもらいました。留学最中も文化の違いや語学力など色々と苦労しましたが、その分成長できました。

高校卒業後は、東京の短期大学へ進学し英語をメインに勉強。卒業後、そのまま東京にて国内・海外添乗員として旅行会社に就職しました。3年間楽しみなが仕事をしていたが、会社の合併を機に、興味のあったワーキングホリデービザを使用しオーストラリアへ行くことにしました。1年弱オーストラリアにてバナナ農場で働いたり、資格取得の学校に通ったり、色々な経験をしました。

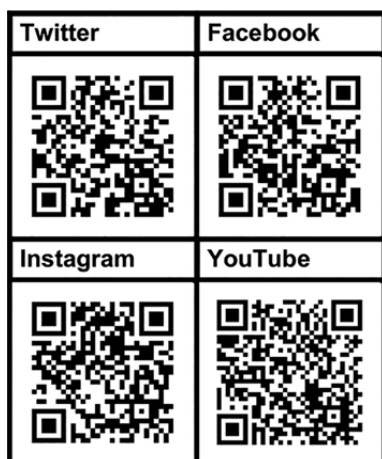
オーストラリアより帰国後、外国語教育関係の事務職をしていましたが仕事が忙しくなり、プライベートがなくなってしまうため退職。その後、教育ICT関連のIT会社へ転職しました。小中学校などへのタブレット導入やプログラミング教育関係の仕事をしていました。

2020年7月、友人に誘われ鶴居村に旅行に来ました。現地のガイドさんと北海道に来たことがあるかの話から、添乗員をしていた話や前述の経歴の話になりました。その際に「鶴居村地域おこし協力隊」の話を教えていただきました。初めて知りましたが、今までの経験を活かせるかもしれないと思い、締

切も近かったことからまずは応募してみることにしました。そこからご縁があり、現在に至ります。

色々なタイミングやご縁によって鶴居村に來させていただきました。1ヶ月経ちますが、毎日景色の美しさや空の広さに感動しています。また、日々寒くなり日が落ちるのが早くなっていくことにも驚いています。

まずは、インスタグラムやYouTube動画など情報発信から始めています。これから鶴居村を知っていく中で、自分ならではの鶴居村に貢献できることを見つけていきます。よく歩いていると思いますので、お気軽にお声かけください。どうぞよろしくお願いたします。



新刊案内

鶴居村図書館だより

新型コロナウイルス感染予防のため、図書館・ふるさと情報館をご利用の方は手洗い
や消毒、マスク着用等のご協力をお願いいた
します。また、発熱がある等、体調不良
の方はご利用をお控えいただきますようお
願いいたします。

- 開館時間……10:00～18:15
- 休館日……12月の休館日は12/15(火)です。
年末年始は12月29日(火)から1月3日(日)まで休館します
- 貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】
2週間(1人10冊まで)
【CD・VTR・DVD】
2週間
(CD3点、VTR2点、DVD1点まで)

紹介している本は11/25(水)から利用できます。

キャラでわかる!はじめての免疫図鑑



岡田晴恵 著
いとうみつる 絵
マクロファージ、樹状細胞、NK細胞、リンパ、骨髄…。免疫にかかわる細胞や器官、腸内細菌などをキャラクター化。すぐに理解するのがむずかしい免疫について、岡田晴恵先生がわかりやすく解説する。

図解でよくわかるスマート農業のきほん



野口伸 監修
「暗黙知の形式知化」「データに基づく農業の展開」が特徴のスマート農業(データ駆動型農業)。その基礎からドローン技術の習得、作業記録や生産管理、新規参入まで、写真とイラストを使ってわかりやすく解説する。

鳩護



河崎秋子 著
ひとり暮らしのベランダに突然、真っ白な鳩がきた。椿が面倒を見はじめて数日後、謎の男から「お前は俺の次の「鳩護」との宣告を受けた。混乱する椿。白鳩は椿の日常を侵食していき…。

アウターQ 弱小Webマガジンの事件簿



澤村伊智 著
癖の強すぎるスタッフが集うウェブマガジン「アウターQ」。エンタメサイトのはずなのに奇怪な事件を引き寄せてしまい…。新感覚ミステリー。

ブラックホールの飼い方



ミシェル・クエヴァス 作
杉田七重 訳
ひょんなことから小さなブラックホールを飼うことになった、11歳の少女ステラ。このブラックホールは、嫌なものを何でも飲み込んで片付けてくれる。ところが、うっかり子犬まで飲みこまれてしまったから、さあ大変!

カレーのおうさま



山本祐司 さく
今日のごはんはカレー。たまねぎ、じゃがいも、にんじんが、「わたしがカレーのおうさまよ」「わたしがおうさまだ」と、騒ぎ出しました。すると、そこにおにくたちもやってきて…。さあ、だれがカレーのおうさまなのでしょう?

やります

支えあおう・鶴居びと応援券 第2弾

依然続く新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を緩和するため、第2弾を実施します。

交付対象者：令和2年11月1日現在で村内に住所を有する人

交付額：飲食店専用500円券10枚、小売店等用500円券10枚計20枚10,000円分



「ほっかいどう健康づくりツイッター」で

北海道では、道民の健康づくりに有益な情報を、SNSを利用する幅広い世代を目的を情報発信するため、ツイッターアカウント「ほっかいどう健康づくりツイッター」を開設しています。

本アカウントでは「栄養・食生活」「運動」「休養」「歯科保健」「受動喫煙防止対策」といった健康づくりに関する内容のほか、がん・生活習慣病などの疾病予防に向けた生活習慣に関する情報について発信しています。

次のURLからアクセスください。

https://twitter.com/Hokkaido_health

【お問い合わせ先】

最寄りの道立保健所

(釧路保健所：☎0154-65-5819)

みんなの掲示板

寄 附

いただきました心温まる善意に心よりお礼申し上げます。

<一般分>

地域振興及び地域福祉等に関する事業、教育及び文化スポーツの振興に関する事業のために
支雪裡地区 阿部 マキ子 様
100,000円

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として

鶴居村商工会青年部 様
ニトリル手袋80枚

展示用として

本州在住支雪裡会 様
絵画(早春の雌阿寒岳) 1点

<ふるさと納税分>

大阪正視様 横山博士様 小林正之様 稲嶺進様
木村博子様 石澤光男様 岩崎由生様 和田崇様
諸岡芳人様 梅本雅也様 小桜緑様 笹本祐貴様
河野英二様 廣田宗司様 池崎義宣様 青柳直美様
田実吉孝様 久米秀哉様 奥田淳二様 関野治夫様
新井政男様 谷山二郎様 岡島千紗様 永井真紀様
松井征悟様 他220名

●10月寄附実績

272件 3,031千円

■令和2年度(令和2年4月～令和2年10月)の寄附累計

1,111件 17,800千円

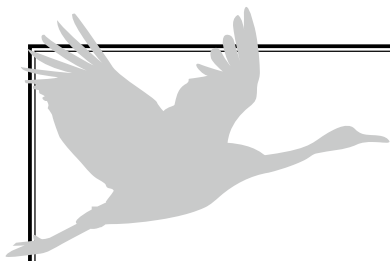


鶴居文芸

凍原社11月句
(俳句)

菊まつり枝華やかに流れをり	人生の流れ谷あり冬の入り	オリオンの昴へふつと流れ星	パンデミックの流れ強弱冬迎う	流れ星願ふ事すら忘れをり	オホーツクへ流れ込む川登る鮭
---------------	--------------	---------------	----------------	--------------	----------------

紀代子	恒子	春夢子	和子	ちえこ	ミヤノ
-----	----	-----	----	-----	-----



第3回 村民のためのタンチョウ講座から

9月から始まった「村民のためのタンチョウ講座」。第1回はタンチョウの生態について学び、第2回は実際にフィールドに出てタンチョウの観察を行ないました。10月24日と28日に開催された第3回は、タンチョウと人とのかかわりについての歴史とタンチョウ保護について学びました。仕事としてタンチョウに関わっている私ですが、村のタンチョウ自然専門員の音成さんが丁寧にまとめて話された講話には、改めて納得し感心しました。ぜひ村民の皆さんにも共有したいと思います。

【タンチョウと人とのかかわりの歴史】

江戸時代までは多くのタンチョウが北海道で繁殖をし、冬は本州に渡っていました。明治時代になり乱獲と開発のため急激に生息数を減らし、一時は絶滅したかと思われたタンチョウですが、この鶴居村で再発見されたのが1924年（大正13年）です。1952年の大寒波の冬に庭先で盗み食い(?)をするタンチョウを見て、地域の方々がデントコーンを分け与えたのが給餌の始まり。地域住民の自発的献身的な活動のおかげで、タンチョウは絶滅の危機を脱したと言えるでしょう。知ってはいても「地域住民の自発的・献身的な活動」という言葉には感動しました。

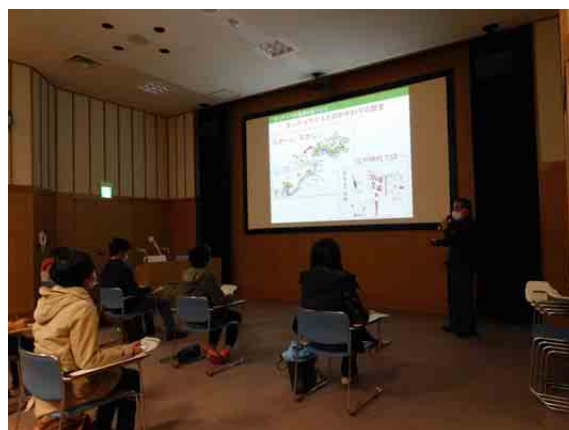
【タンチョウ保護】

国は、学術的な価値が高いとしてタンチョウを「特別天然記念物」に指定しています（1952年）。また、タンチョウは国内希少野動物種として保護増殖事業の対象種（1993年から）です。

北海道は、1964年にタンチョウを道鳥に指定し、国に先駆けてタンチョウ生息状況一斉調査を始めました（1952年）。また、1962年にはタンチョウ給餌人の委嘱を開始し（北海道委嘱の給餌場は現在18か所）、タンチョウ保護監視人も任命しています（現在は廃止）。国の保護増殖事業が始まる1993年までのタンチョウ保護事業は、北海道が舵を取っていたのです。今でこそ国をあげて守られているタンチョウですが、鶴居村をはじめ地域住民の自発的な活動から始まり、北海道が国に先駆けて守ってきたのですね。村民、道民として、ちょっと誇りに思います。

そして、鶴居村は、1987年にタンチョウを村鳥に指定し、道や国の保護施策を遂行してきました。2013年からは、独自にタンチョウの食害対策も実施しています。また、2018年には教育委員会にタンチョウ自然専門員を配置し、タンチョウと共生するむらづくり推進会議を立ち上げました。

タンチョウが再発見されてから、もうすぐ100年です。鶴居村の保護事業の説明の後、音成さんが言った「国も道も村も、やっと足並みがそろった」という言葉には、ぐっとくるものがありました。



第3回タンチョウ講座の様子(10月28日)



12月村のカレンダー	
1 火	
2 水	乳児健診 13:00～ 鶴居村子どもセンター
3 木	特設人権相談 12:00～ 鶴居村総合センター 第一・二会議室
4 金	タンチョウの数かぞえ調査 8:50～ 村内全域
5 土	
6 日	
7 月	
8 火	介護予防教室ふまともくらぶ 10:00～ 鶴居村総合センター多目的ホール
9 水	第4回鶴居村議会定例会 10:00～ 鶴居村役場2階 議場
10 木	第4回鶴居村議会定例会 10:00～ 鶴居村役場2階 議場
11 金	第4回鶴居村議会定例会 10:00～ 鶴居村役場2階 議場
12 土	
13 日	
14 月	
15 火	
16 水	
17 木	
18 金	
19 土	
20 日	
21 月	
22 火	
23 水	1歳6か月・3歳児健康診査 12:45～ 鶴居村子どもセンター
24 木	
25 金	
26 土	
27 日	
28 月	
29 火	
30 水	役場仕事納め・閉庁(17:15)
31 木	

役場などの年末年始のお休みについて

- 役場、教育委員会 12月31日(木)～1月5日(火)
- 村立診療所 12月31日(木)～1月4日(月)
- 酪楽館 12月31日(木)～1月5日(火)
- 総合センター、ふるさと情報館、幌呂農村環境改善センター 12月29日(火)～1月3日(日)

今月の表紙

10月30日に実施した北海道防災航空室連携訓練での様子です。
消火訓練の様子は圧巻でした。

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)

今年1月からの発生件数
人身事故0件/物件事故52件
10月中の発生件数
人身事故0件/物件事故5件
死亡事故ゼロの日 1,811日
(10月末現在)

人の動き

(10月末住民登録人口)

総人口 2,526人
(前月比 -3人)
男 1,268人
(前月比 -1人)
女 1,258人
(前月比 -2人)
うち外国人人口 35人

世帯数 1,203戸
(前月比 ±0戸)

編集後記

12月と言えば、やはりクリスマスでしょうか、皆さんはサンタクロースへの願いは決まりましたか？

今年のサンタクロースはマスクをしてプレゼントを配るでしょうから、クリスマス前には家の前にアルコール消毒液を置いておくと喜ばれるかもしれませんね(F)

